

平成28年4月22日
建築住宅課
225-1775
(内線5300)
担当：竹内課長

熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被災建築物応急危険度判定士の派遣について (第二次派遣)

全国被災建築物応急危険度判定協議会の要請により、熊本地震における被災建築物
応急危険度判定のため、熊本県へ次のとおり職員を派遣する。

1 派遣職員

人数：12名（石川県6名、金沢市4名、加賀市2名）

職種等：建築技術職員（石川県地震被災建築物応急危険度判定士）

2 派遣期間

平成28年4月25日（月）～29日（金）

※現地での活動 4月26日（火）～28日（木）3日間

参考）第一次派遣 4月22日（金）～26日（火）12名

3 派遣場所

熊本県熊本市（予定）

4 業務内容

被災建築物応急危険度判定業務

〔被災建築物応急危険度判定業務〕

地震により多くの建築物が被災した際、余震等による建築物の倒壊、部材の落下などから生ずる二次災害を防止するため、「被災建築物応急危険度判定士」を派遣し、建物の被災状況や危険度から、「危険」（赤）、「要注意」（黄）、調査済（緑）の3区分に判断して住民等に建物の危険性を表示する業務。

判定士は、一定の資格を有する者で所定の講習を受けた者の中から県知事が登録。

〔全国被災建築物応急危険度判定協議会〕

地震による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して、会員間の調整、実施体制の整備を行い、地震後の二次災害からの国民の安全確保に寄与することを目的とする国土交通省及び都道府県からなる団体